

地名の標準化について

池田 稔
Minoru IKEDA

I はじめに

わが国の地名は 自然発生的・人為的なものをあわせて100万個以上と推定され それらは行政 経済 文化活動や広く国民の一般生活の中で使用されている。しかし これらの大半は それぞれ何の統一もなく定められたり自然発生的に使われているため 行政上・教育上あるいは生活上種々の混乱を生じている。また新住居表示等による改廃により歴史的・文化的遺産としての地名が失われ 忘れられるままに放置されている。

地名の統一は 国の行政的な責任であるとして 諸外国の多くは地名統一のための専門の政府機関を設けている。また国連においても地名標準化会議(U. N. Conference on the Standardization of Geographical Names)を開いて 各国の地名標準化と国際的な地名統一を図っている。わが国では 従来それぞれが発行する陸図と海図との地名統一の必要上 建設省国土地理院と運輸省

海上保安庁水路部とが「地名等の統一に関する連絡協議会」を開き相当数の標準地名を決定してきたのがわずかに地名標準化の動きである。地名の標準化は単に地図や海図作成のみならず 行政上 国民生活上の必要性が強いので 全国的に統一された権威ある標準地名制度が促進される必要がある。

II 地名の国内統一と国際統一

地名の統一には国内的統一と国際統一の二つの問題がある。地名の国内統一はその国の公的な言語でその国の地名を書くことを定着させることであり 国際統一は国内的に統一された地名が他のすべての国に受け入れられるようにすることである。地図地名の場合には 両者はともに表記上の問題としてとりあげられるが 前者はとくに地名選定の基準を何におくかの点が問題であり 後者は表記法を含むローマ字化の問題である。国際統

第1表 地名調書内容の一例(その1)

注: 町名については3桁に旧社名(歴社以上)を記入されたい。 関係地図図※

区分	ふりがな 名 称	所在その他の説明	補足事項	補足事項						
				1	2	3	4	5	6	
鉄 道	49 たんのわ駅	南海鉄道南海線								
	50 みさきこうえん駅	南海鉄道南海線								
	51 ふけちのうり駅	南海鉄道多奈川支線								
	52 たまがわ駅	南海鉄道多奈川支線								
港 湾	53 きのうし駅	南海鉄道南海線								
	54 ふけこうり駅	南海鉄道多奈川支線								
港 湾	55 深日港	深 日								
	56 深日港谷川船着	多奈川谷川								
神 社	57 深日港	深 日								
	58 大日堂	多奈川谷川								
寺 院	59 知院	多奈川谷川								
	60 高輪寺	孝 子								
道 路	61 金輪寺	孝 子								
	62 五十庵敷人彦命	深 日								
道 路	63 五十庵敷人彦命	深 日								
	64 内院	深 日								
道 路	65 高輪寺	孝 子								
	66 紀州街道(国道26号)	深 日								

地名は「現代のなづかい」によって「ふりがな」をつける。
「ふりがな」完成の場合は、従前の「つ」始の「や」「ゆ」「よ」は
ややくよきよかよひ。

注: 町名を記入する場合は略、略、略等の文字のどれを使用するか、
また呼び方も「まき」「まき」「みまき」のいずれかを明記する。 関係地図図※

区分	ふりがな 名 称	所在その他の説明	補足事項	補足事項						
				1	2	3	4	5	6	
公 園	67 みさき公園	深 日	輪							
	68 愛宕遊園	深 日	輪							
河 川	69 黒松	深 日	輪							
	70 大川	深 日	輪							
湖 池	71 深日港	深 日	輪							
	72 深日港	深 日	輪							
湖 池	73 深日港	深 日	輪							
	74 深日港	深 日	輪							
湖 池	75 深日港	深 日	輪							
	76 深日港	深 日	輪							
海 岸	77 深日港	深 日	輪							
	78 深日港	深 日	輪							
海 岸	79 深日港	深 日	輪							
	80 深日港	深 日	輪							
海 岸	81 深日港	深 日	輪							
	82 深日港	深 日	輪							

※印の欄には市町村では記入しないこと

第2表 地名調査書内容の一例(その2)

(注) この欄には市、町、村の合併、境界変更、境界についての争論、境界未定および新たに生じた土地の確認等の諸事項を記載する。

記

(例1) 昭和〇〇年以降、隣接市町村との境界に変更はない。
 (例2) 昭和〇〇年〇月〇日次のように市町村の合併が行なわれた。

従来 ¹ の市町村	合併後 ² の市町村
〇〇市 〇〇部〇〇町 〇〇部〇〇村 〇〇部〇〇大字〇〇	〇〇市

(例3) 昭和〇〇年〇月〇日、〇〇部〇〇村との間に境界変更が行なわれた。その位置は付図に示す通りである。
 (例4) 〇〇部〇〇村との境界については、その一部に争論がある。その位置は付図に示す通りである。
 (例5) 〇〇部〇〇村との境界の一部について、表示物件が不明確のため、現地で確認できないところがある。その位置は付図に示す通りである。
 (例6) 昭和〇〇年〇月〇日大字〇〇字〇〇の地先水面の埋立地を新たに生じた土地として確認し、大字〇〇字〇〇〃区域に加入した(面積〇〇〇〇²〇〇)

添付別紙の目録

地名調査書 2号用紙 ○ 枚

〃 3号用紙 ○ 枚

付 図 ○ 枚

※ 調査区域に属していた境界の線は消線から撤廃するものとす。

(注) 通称を記載する場合は、(3)(4)印のうちいずれかの該当欄に記入し、摘要欄に通称と記入する。

採集地形状図

都道府県	市	町	区	時	村	1	2	3	4	5	6
大阪府	東	南	郡	岬	町	昭	和	年	年	年	年
集 落 (居住地) の 名 称 (山)						注					
ふりがな ⁽¹⁾ 、かな ⁽²⁾ 、ローマ字 ⁽³⁾ の名称(字、小字)						注					
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											
(4)採集地先送り版を不要											

地名調査書二号用紙

昭和年

※ 印の欄には市町村では記入しないこと。

一はとくに国際連合経済社会理事会 (ECOSOC) で大きくとりあげられているが、そこでは地名の問題は地図作成の一部門として扱われており、技術上の問題として処理される。具体的にいえば、国際統一のためには国内統一によって定着した地名からの字訳、音訳、転写による書換えが必要であり、その共用語の一部である英語・フランス語・スペイン語に基礎をおくローマ字母の体系へ書換えることが提唱されている。

III 地名の国内統一

我国における地名の国内統一についてのおもな問題点はおよそ次のような事項である。

1. 地名の現地調査と情報資料の処理

国土地理院では地図作成に必要な地名の把握のために「地名調査書」を作成している。この地名調査書は市町村から提出される市町村単位の地名集で、全国的に統一した形式・内容を持ち、基本測量・修正測量のたびに作成され、明治から現代までの地名の変化の状況もほぼわかる貴重な資料である。

地名調査書の調査項目は居住地(集落)の名称として大字・小字の名称、施設名として役場・学校・郵便局・神社・寺院・公園等の名称、自然地名として河川・湖池・

海岸・島・山岳等の名称である。これらの位置を表示した地図等を同時に収集する。

地名の調査にあたっては情報提供者の資格や方言や訛りに対する取扱い方、地名の表現する対象の種類、地域の広さや範囲などの吟味や検証が必要である。収集された地名の処理として、現地資料同士の間で相違するという矛盾の除去、既存の地図、文書資料との照合が必要である。

また地名の書き表わし方の基準として、昭和24年4月に閣議了解で決められた「地名の書き表わし方について」のとりに従う。すなわち

- (1) 地名はさしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。地名はかな書きにするときは、現在の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは改める。
- (2) 地名をかな書きにするときは、現代かなづかいを基準とする(ふりがなの場合も含む)。
- (3) 特に、ジ・ヂ・ズ・ヅについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。
- (4) さしつかえのない限り、当用漢字表の簡易字体に準じた字体を用いてもよい。

備考1 地図に地名を書き入れる場合は 当用漢字表以外の漢字についても 当用漢字表の簡易字体に準じた字体を用いてもよい。

備考2 また 都道府県市町村名などは なるべく漢字に書いて ふりがなをつけ 字名(あざな)などは かな書きにするようにする。

以下に地名についての実例を挙げる。 第①・②・③項によると例へば「沼津」は かな書きは「ぬまず」と書いてもよさそうに思われるが 実際には「ぬまづ」と表記している。 これは漢字表記とかな表記とを並記する場合のことを考慮し 漢字意識というものを尊重した結果である。 第④項と備考1とは漢字書きについてであり これに関するものとして 富山県立山町の「劔岳」がある。

以前の地名は劔嶽としていたが 昭和34年に当用漢字の劔岳を地図の地名に採用した。 しかし地元の見解は古くから信仰の対象としていただけに古字である劔を使った劔岳を強く要望されたので話し合いの結果 変則ではあるが古字の刃部と当用漢字の夨部を組み合わせた「劔岳」を決定した。 これと全く同じことが三浦半島にある劔崎についても起った。 昭和40年に当用漢字である劔の字を用いた「劔崎(けんざき)」として標準地名にしたが 地元では昔から言い伝えられているのは劔崎(つるぎざき)であり 用字・呼称に混乱が生じていた。 昭和53年に地元から呼称統一の陳情がなされ 市議会でこれを採択し「劔崎(つるぎざき)」と地名調書の変更手続がなされて 昭和55年に地名協議会で再審議され 劔崎に変更された。 このように地名は日常生活にかかわりあいが深いので 時代の流れによって変化をよぎなくされている。 標準化された地名も関係市町村から地名改訂の要望がでてくれば その都度調査し見直しをしている。

2. 地理的用語

地名に関連して検討の必要なのは地理的な用語である。 たとえば山・川・湖・岬・島・海・水道・町・村等の土地・地域自体の名称をあらわす語幹的な部分(個有名詞部分)と 種類をあらわす語尾的な部分(普通名詞的部分)との関係についての考慮が必要となる。 これに対しては 地名に係る地理的用語を吟味し 語彙を網目的に整理することへの配慮が肝要である。 すでに地名の一部となっている用語は しばしばその内容とは一致せず いわゆる用語的意義とは別個のものとなっている。

日本の自然地域名称の普通名詞的部分の定義は 下記に定めるところに従う。

- (1) 山地……地殻の突起部をいい 総括的な意味をもつものとする。
例 中国山地 四国山地 九州山地
- (2) 山脈……特に顕著な脈状をなす山地をいう。
例 奥羽山脈 越後山脈 赤石山脈
- (3) 高地……起伏はさほど大きくないが 谷の発達が発著で 表面のおしなべて平坦な山地を とくに高地の名称でよぶ。 地勢の上では山地と高原との中間的形態のものをいい 人文的には居住の中心が谷底にある地域をいう。
例 北上高地 阿武隈高地
- (4) 高原……平坦な表面をもち比較的小起伏で 谷の発達があまり顕著でない山地をいう。
例 吉備高原
- (5) 丘陵……小起伏の低山性の山地をいう。
例 多摩丘陵 房総丘陵
- (6) 平野……海に臨む平地に対して用いるものとする。
例 仙台北平野 鳥取平野
- (7) 盆地……周囲を山地によって囲まれた平地に対して用いるものとする。
例 山形盆地 津山盆地 人吉盆地
- (8) 台地……平野及び盆地のうち 一段と高い台状の地域をいう。
例 相模原台地 三方原台地
- (9) 半島……陸地における水平肢節の突起部をいう。
例 伊豆半島 島根半島
- (10) 諸島……二つ以上の島の集団をいい 列状をなすものを特に列島という。
例 備讃諸島 五島列島

日本に関連の深い海域の地名には次のような用語が用いられる。

- (1) 海……「洋」(太平洋 大西洋 インド洋の三大洋のみに用いる)より小さい海域をいう。
- (2) 内海……狭小な海峡により海洋と連絡し陸地に、囲まれた「海」より小さい海域をいう。
例 瀬戸内海
- (3) 湾……陸地に湾入した水面をいう。
例 伊勢湾 富山湾
- (4) 海峡・水道・瀬戸……両側の陸地にはさまれ 狭く深い水路をつくっている所。 いずれも慣習的な呼び方でその間に相違はない。
例 下関海峡 浦賀水道 備讃瀬戸
- (5) 灘……比較的沿岸に近く島の少ない海面。 湾をなす水域の沖合をいう。

例 播磨灘 玄界灘

- (6) 堆……大陸棚や島棚の上で 礁（岩石または珊瑚礁よりなる浅瀬）や洲（岩石でない浅瀬）よりもや深所に伏在する凸所。

例 大和堆 武蔵堆

- (7) 海膨……長く広い側面の緩やかに傾いた大洋底の凸所。

例 北西太平洋海膨

- (8) 海山……孤立した大洋底からの高まりで 頂は海面下にある。その最頂部の狭い突起部を海峰という。

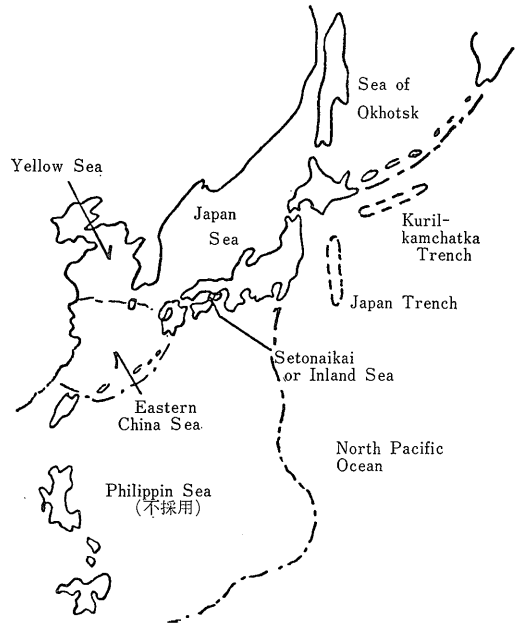
例 北西太平洋海山群

- (9) 海盆……ほぼ円形 楕円形 卵形をした大洋中の大凹所。次の海溝よりも幅広く浅い。

例 四国海盆 東マリアナ海盆

- (10) 海溝……大洋中の細長い比較的幅の狭い側面の急斜する凹所。その中で最深区域を海淵という。

例 日本海溝 伊豆・小笠原海溝

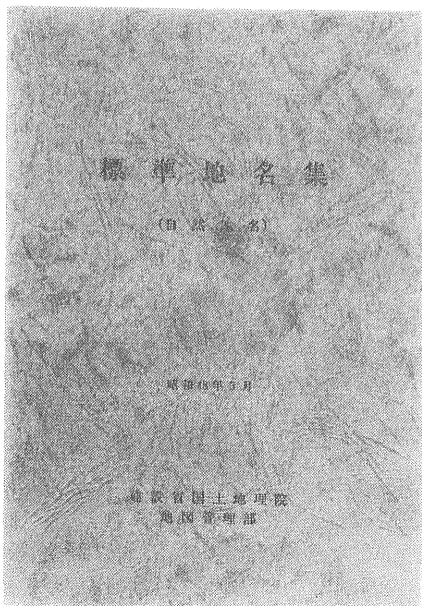


第1図 国際水路局の条約による日本周辺の海洋名

3. 国内各分野の地名事情

現在 日本では国内地名の統一について積極的な施策がなされていない。しかしながら 地名の実用上の利便のために 国内・国外の地名についての標準化の必要が国の行政機関 報道機関の間で認められている。とくに地図作成に関する国家機関や教育分野において関心がもたれ 各機関個別にあるいは若干の連繋のもとに

国内的統一への努力がなされている。しかしながら地名に関するこの見解は 国の総合的な審議機関によって地名統一の基盤を得ようとする段階まで至らず まだ地名の専門機関も設置されていない。次にこれまでの各自の分野で地名統一化への動きを示す。



第2図 標準地名集

(1) 国土地理院では 国内の主要な自然地域名(山地・平野・半島・諸島などの名称)について標準化を試み 20万分の1地勢図以下の小縮尺図に適用している。

(2) 海図作成機関である海上保安庁水路部では 国際水路機関 (International Hydrographic Organization, IHO) で採用している名称と一致させるよう海部に関する名称の標準化をおこなっている。

(3) 国土地理院・水路部間では連絡協議会をもち 日本の主要地名の書き方・呼び方について決定し 両者の地図・海図への統一的使用を図るため「標準地名集」(第2図)を作成している(第3表及び第4表)。

(4) 文部省では 義務教育用ならびに高等学校用の教科用図書に用いられる 地名についての書き方と呼び方に関する基準を示している。国内のおもな自然地域名については 国土地理院の標準地名に若干の変更を加えて採用している。

注 文部省の地名に関する基準には 外国の地名についての表記の仕方を定めている。同じ漢字圏内の中国朝鮮の地名の表記については次のとおりである。

第5表 NHK「外国語のカナ表記」昭和41年

用例集 外国の地名	
諸島)	
キラウエア山 Kilauae [ハワイ]	
◎ギリシャ(王国) Greece, Kingdom of (Hellas)	
(バルカン半島) ◎ギリシア	
キリマンジャロ山 Kilimanjaro, Mt. [タンザニア]	
*キリマンジャロ山	
キール Kiel [西ドイツ]	
キルギス(ソビエト社会主義共和国) Kirgiz : SSR	
[ソビエト]	
キルクーク Kirkuk [イラク]	
キルナ Kiruna [スウェーデン]	
◎ギルバート・エリス群島 Gilbert and Elias Is. [太	
平洋, イギリス植民地]	
○キングストン Kingston [ジャマイカ]	
キンバリー Kimberley [南アフリカ共和国] 別	
ク	
◎グアテマラ(共和国) Guatemala, República de	
(中央アメリカ) *グアテマラ	
◎グアテマラ Guatemala [グアテマラ] *グアテマラ	
◎グアドループ(島) Guadeloupe [大西洋, フランス	
海外領土]	
◎グアム島 Guam I. [太平洋, アメリカ] *グアム島	
グアヤキル guayaquil [エクアドル]	
○クアラルンプール Kuala Lumpur [マラヤ] ◎◎ク	
アラルンプール	
クイビシェフ Kuibyshev [ソビエト]	

2. 表記システム

元来 地名の国際統一とは 或る地名が表記上も発音上も同じであるのが理想である。しかし民族も言語体系も異なる国際統一の場合は 表記も発音も統一することは困難である。とくに発音上の統一というものは 種々の言語の間に存在する音韻組織上の相違が大きく 他言語の発音を行うことはむずかしい。

例えば中国のピンイン (Pinyin-発音という意味) システムは 漢字の簡体文字化と共に中国が力を注いでいるもので 1958年に発表され第1回人民会議で承認されている。中国はこのシステムが国際的にも使用されることを提案し 各国に対する働きかけは非常に積極的に行われた。1977年第3回国連地名標準化会議においては 一国のローマ字表記法の標準化はその国の決定を尊重するという基本線に沿い 大多数は賛成したが 基本線は是認しながらも現実に直ちに新システムを採用することの困難性を考慮して アメリカおよびイギリスから共同で「条件が許せばすみやかにこのシステムを採用するがそれまでは新旧両システムを併用できる」とする追加提案がなされた。この提案に対する各国の風当りは意外に強く 圧倒的多数で斥けられ 結果は中国の提出原案が 賛成43 反対1 棄権4 (日本は賛成) で採択された。

この会議の出席者は ローマ字表記の問題において 中国の提案の採択に象徴されるように 言語ナショナリズムと言ったものの擡頭を強く感じ この面での世界情勢の変化を目のあたりに見た思いであったと述べている(金窪 1978)。

第6表 NHK「全国主要地名」昭和41年

アイ	ア	アイラ・チヨー	アカエ
アイ・シマ	相島 [山口]	始島(町) [鹿児島]	
アイオ・チヨー	秋穂(町) [山口]	吾平(駅) [鹿児島-吉古]	
アイオイ	相生(市) [兵庫]	線]	
アイオイ・チヨー	相生(町) [徳島]	アキバ・ノ	廣庭野 [徳島]
アイオイ・モン	相生(駅) [北海道]	アオ	栗生(駅) [兵庫-加古川]
アイカシバ	茨城(駅) [北海道-十勝]	線]	
	一池北線]	アオ・シマ	青島 [愛媛]
アイカワ・マチ	合川(町) [秋田]	アオ・シマ	青島 [富崎]
アイカワ・マチ	愛川(町) [神奈川]	アオイ・ダケ	青井岳 [富崎]
アイカワ・マチ	相川(町) [新潟-佐渡]	アオガキ・チヨー	青垣(町) [兵庫]
アイコー	要平(町) [神奈川]	アオガシマ・ムラ	青ヶ島(村) [東京]
アイサンケイ	梁山(温泉) [北海道-]	アオキ・ムラ	青木(村) [長野]
	上川]	アオキ・コ	青木湖 [長野]
アイズ・ボツチ	会津盆地 [福島]	アオネ	青根(温泉) [宮城]
アイズカダ・マチ	会津高田(町) [福島]	アオノ・ヤマ	青野山 [島根]
アイズバシダ・マチ	会津坂下(町) [福島]	アオバ	青嵐(城址) [宮城-仙台]
アイズバシダ	会津坂下(駅) [福島-会	アオバ・ヤマ	青嵐山 [京都]
	津線]	アオモリ	青森(県)
		アオモリ	青森(市) [青森]

他方 表記の統一は 字訳または転写方式が決定すれば容易に受入れられるため 現在 地名の国際統一の対象は地名表記の分野に属するといえる。英語 フランス語 スペイン語を始めとして世界中の過半数の言語がローマ字表記を行っていることからして 国際統一による地名表記はローマ字アルファベットを使用することになっている。

3. 統一表記にローマ字を使用することについて

(1) 国内での表記形式の統一

非ローマ字国であるわが国では ローマ字化方式の統一という大きな問題がある。

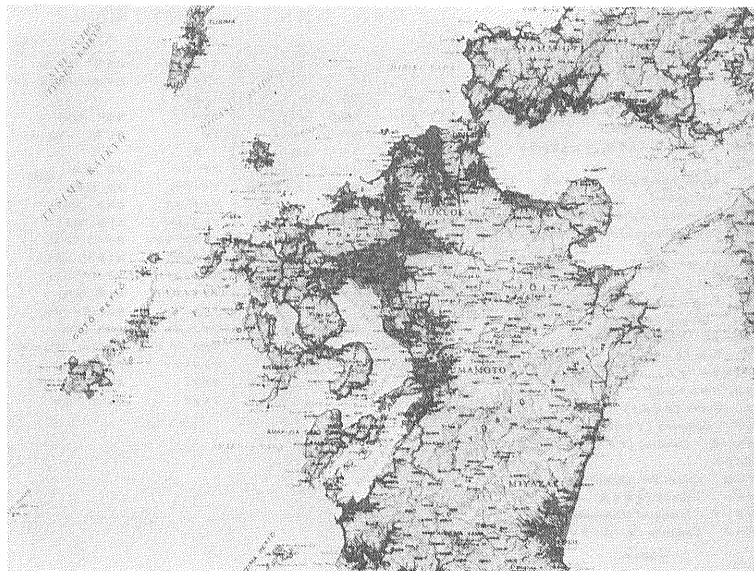
また 地名の固有名詞の部分と普通名詞の部分の表記法についても統一が必要である。

(2) 字訳あるいは転写における統一方式の採用

字訳あるいは転写とは 一つの言語による表記を他の言語による表記に移し換えることであるが 同じローマ字使用言語でも 英語とフランス語では 文字に対する音価の相違があるので字訳方式も異なる。地名をローマ字で表記する場合 どの字訳方式をもって国際的使用に供するか検討しなければならない。

(3) 地名のローマ字表記法について

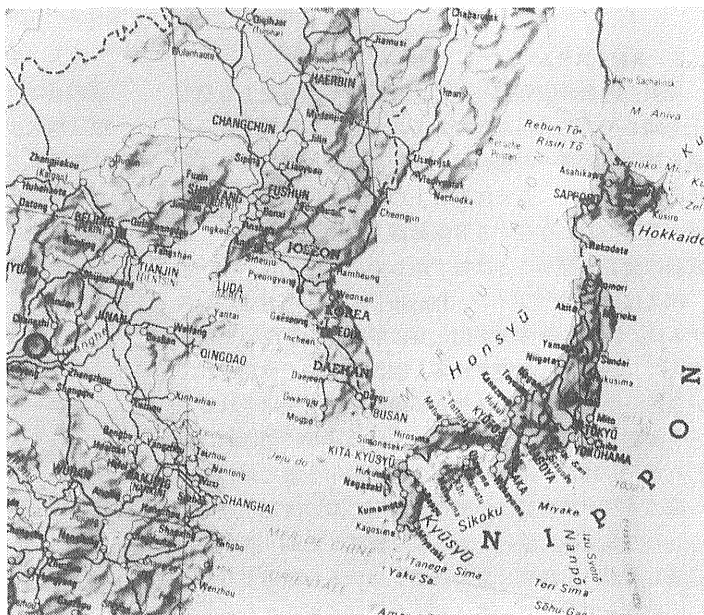
標準地名の国際的表記に伴い ローマ字表記法の統一が問題になる。日本語のローマ字表記については 昭和29年内閣告示で第1表および第2表の併用が事実上認められており 地名に関しては第1表の使用 いわゆる



第4図
国土地理院 100万分の1国際図の一部

訓令式を原則としながらも 現実には修正ヘボン式との二通りの表記が行われている。そして今すぐの統一標準化は困難であるとされている。一方国連ではローマ字による地名集を出版することになっており 日本からの統一されたシステムのローマ字が提出されることが要望されている。両システムの特徴及び現況は 訓令式は日本語の性質にあり、日本人の使用に適したつづり方である。国際性においても 特定の外国語の発音に即していないだけに却って普遍性が高い。国内では国土地理院発行の100万分の1国際図 ナショナル・アトラス 海上保安庁発行の海図 南極図等の地名に使用されている。国外ではフランスの世界図の日本の地名に用いられている。修正ヘボン式は英語の発音に即して日本語の音節を音韻的に写した綴り方である。英語の国際語としての普及度から言って 国際性が高く 国内では航空図 地質図等で用いられ 国外では主として英語圏内であるイギリス アメリカ等の地図に多く用いられている。上記のような事情により日本の地名は外国人にとっては同一地名に対して異なる呼称を与えているため困惑を生じさせている。第3回国連地名標準化会議において 日本代表は「日本政府としては 各国の出版物における地名の表記に際し

第5図
フランス発行3300万分の1世界図



LE MONDE POLITIQUE

EDITION INTERNATIONALE
Echelle 1 : 33 000 000 sur l'équateur
Projection du type Alloff-Wagner modifiée I.G.N.
Dessiné en 1974, dessiné et publié par :
L'INSTITUT GEOGRAPHIQUE NATIONAL - FRANCE
107, rue La Boétie, 75008 PARIS
© I.G.N. - Paris 1974. Toute reproduction ou adaptation, sans autorisation écrite par le I.G.N., est formellement interdite pour tout pays. Droits réservés pour tout pays.



ては 100万分の1国際図および350万分の1国際海図に表示されている地名の使用を希望する。」との発言を行った。わが国としてもローマ字表記法の早急の統一を真剣に考えざるをえない時期にきているといえよう。



**GEOGRAPHIC MAP
OF THE
CIRCUM-PACIFIC REGION
NORTHWEST QUADRANT**

CIRCUM-PACIFIC MAP PROJECT
of the
Circum-Pacific Council for Energy
and Mineral Resources

第6図 USGS 1977年環太平洋北西地域1000万分の1地図

地名標準化会議は1972年にロンドンで第2回会議 1977年にアテネで第3回会議と5年毎に開催されている。次回第4回会議は1982年8月下旬ジュネーブで開催される予定である。

4. 地名の国際統一の沿革

世界的に地名を統一しようという動きが現われたのは1871年にアムステルダムで開催された国際地理学連合(IGU)の第1回会議であった。地図および地理学上の文献に固有名詞の統一的綴り字を採用する問題が採り上げられた。地名統一の問題はほかに種々の国際会議で論じられているが画期的なことは1953年の経済社会理事会会議で国連として最初に採り上げたことである。そして1959年経済社会理事会は各国の専門家で構成する諮問委員会を設け統一の必要性国内統一の問題点国内統一のための勧告地名統一のための国際会議の開催の必要性について理事会に報告させることとした。国連事務総長は理事会の決議により1967年にジュネーブで第1回国連地名標準化会議を開催した。以後この

5. 地名の国際統一の成果

国連地名標準化会議では地名の具体的な国際統一のための勧告がいくつか採択された。以下列記すると

- (1) ローマ字に付属する発音符号(é, ç, ô, ä等)は文字と不可分のものであるから公式のローマ字綴りの地名表記は国際使用の際大文字にもこれを付けること(É, Ç, Ô, Äのように)。
- (2) 国連経済社会局地図課の調整の下に各国で分担作成している「100万分1国際地図」や「100万分1国際航空路図」などはそれぞれの図の作成仕様書に地名の記載方法を規定してある。
- (3) 国際水路機関(IHO)では各国の海図等に記載す

る地名の取扱いについて 技術決議が採択されており また「大洋と海の境界」という刊行物を出している。これによって 各国の水路図誌に掲載される地名について一応の統一が図られている。

(4) 南極の地名については国際学術連合会議 (ICSU) 下の南極研究科学委員会によって重複のないよう整理されている。

(5) 月面の地名など 地球外の天体における地名の統一は ICSU 下の国際天文学連合 (IAU) が行っている。

V 地名についての今後の問題

1) 国内の地名処理機関について

国連地名標準化会議に参加した国には 地名に関して権限を持つ機関として 国家行政組織として「地名局」をもつもの (例 アメリカ) 国家委員会として「地名委員会」をもつもの (例 西ドイツ) がある。わが国の場合 直ちにこのような権限を持つ組織を作るにはさまざまな問題があるが 当面 現在国土地理院と水路部が行っている「地名連絡協議会」の組織を見直し 機能を強化する等の検討が必要であろう。

2) 標準地名集 (国内的国際的) の作成について

前記地名連絡協議会の成果として 標準地名の決定および標準地名集の作成を実施しているが これをより能率的かつ大縮尺規模で行う必要がある。また国連地名標準化会議の決議に定められた様式にもとづいて 国際的標準地名集の作成を急ぐ必要がある。このことはわが国の地名の正しい表示法を国際的に示すと同時に 領土問題等からみ外国から資料の提示があった場合の対抗上も重要であると思われる。

なお 標準地名集の作成に関連して 地名の収集 整理 維持管理を 統一的基準にもとづいて全国的に実施することが不可欠であるほか 早急に地名の電算処理のあり方の検討を行い 予算要求等必要な措置を講じるべきであろう。

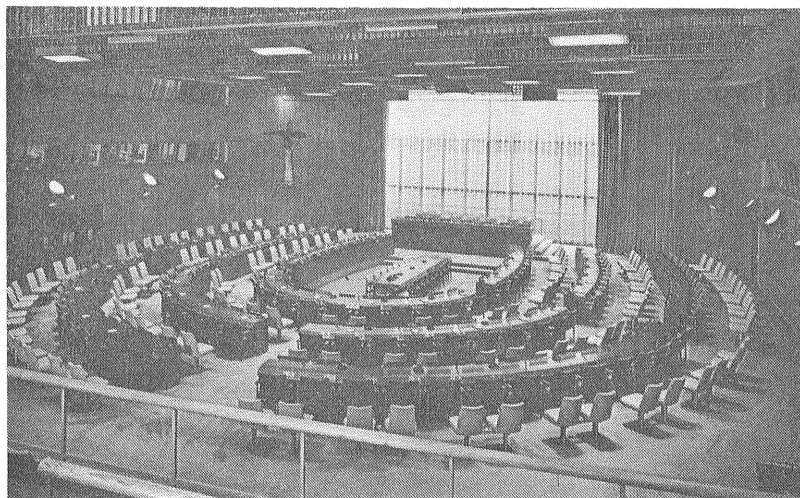
3) 地名のローマ字表記について

標準地名の国際的表記に伴い ローマ字表記法の統一が問題になる。日本の現状として (1)主として二通りのローマ字表記法 (訓令式と修正ヘボン式) があり 平行的に使用されていること。 (2)今すぐ統一は困難であるが Phonetic には訓令式が日本語の構造に適していると考えられることであり 国際会議では諸外国が日本の地名を表示する場合は 100万分の1 国際図および350万分の1 国際海図に表示してある地名の使用を希望している。一般的には 国内標準化が国際標準化の基礎となるべきであり 各国の国内法規で決定したローマ字表記法を国連が尊重すべきであるとの意見が強い。またその際 従来の慣用方式との混乱を避けて 暫定的な併用期間を設けるべきであるとする意見は少数であって 地名標準化会議の大勢は即刻採用に傾いていた。

文 献

- 金窪敏知 (1978) 第3回国連標準化会議に出席して。地図 vol. 16, p. 10—18.
- 松崎卓一 (1978) 第11回国際水路会議に出席して。地図 vol. 16, p. 1—9.

(国土地理院地図管理部)



第7図
地名標準化会議専門家会議が行われた
国連の信託統治会議室